

## 第1章 総則

### 2-1-2 用語の定義

4. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第~~31~~32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
  
28. 「書面」とは、~~手書き、印刷等の伝達物をいい、~~発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。~~緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。~~  
~~電子納品を行う場合の「書面」の扱いは、別途監督員と協議するものとする。~~  
ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質門、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
  - (1) ~~緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。~~
  - (2) ~~電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。~~
  
39. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
  
40. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
  
41. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。  
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

### 2-1-9 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
  - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
  - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
  - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
  - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員等の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
  - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または捺印押印を含む）のうえ主任技術者に提出するものとする。

## 2-1-18 成果物の提出

5. 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

## 2-1-20 検査

1. 受注者は、契約書第3132条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

## 2-1-21 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 修補は、修補処理規程（平成15年4月1日15会検第1号〔最終改正 令和元年12月19日元契検第95号〕）に基づき処理する。  
検査職員は、検査の結果、当該工事を適切と認められないときは、合否判定を保留し、検査結果検討会議に諮り、その結果を発注機関の長に通知する。  
~~検査職員発注機関の長は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、~~  
~~期限を定めて修補を指示することができるものとする受注者に修補を指示する。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は、異議申し立てができるものとする。~~
3. ~~検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。~~
43. ~~検査職員が指示した指示された期間内に修補が完了しなかった場合には、~~発注者は、契約書第3132条第2項の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

## 2-1-23 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第3031条の規定に基づき契約金額の変更にあたる設計図書の変更を行う場合

## 2-1-24 履行期間の変更

3. 受注者は、契約書第2223条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第2324条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

## 2-1-26 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第2728条に規定する一般的損害、契約書第2829条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

## 2-1-27 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第2728条に規定する一般的損害、契約書第2829条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

## 2-1-28 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第3334条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合

## 第2章 機械ボーリング

### 2-2-4 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、電子納品に係る実施要領（地質・土質調査成果電子納品要領平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならないとする。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督員と協議するものとする。なお、ボーリングコアをコア箱に収納する際に端部を切り落とす必要があるときは、主任技術者または担当技術者が切り落とす位置を判断し、記録を残すこと。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

## 第5章 原位置試験

### 第1節 孔内水平載荷試験（~~プレッシャーメータ試験~~）

#### 2-5-1 目的

孔内水平載荷試験（~~プレッシャーメータ試験~~）は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

#### 2-5-2 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1421（~~孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】~~）-1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。

2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。

#### 3. 測定

孔内水平載荷試験（~~プレッシャーメータ試験~~）は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

##### (1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

##### (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

##### (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

##### (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

##### (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

##### (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は孔壁に加わる圧力を19.6kN/m<sup>2</sup>ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

#### 2-5-3 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

##### (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値

##### (2) 荷重強度－変位曲線

##### (3) 地盤の変形係数

##### (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1421（~~孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】~~）-1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。